

会社の再建と税務問題

会社が倒産する場合に、いくつかの種類があります。

倒産という言葉は、一般的には「会社がつぶれる」という意味で使われますが、経済実態としてはその後会社を立て直す行為も含まれます。終結型の倒産(会社法の特別清算、破産法の適用)と再建型の倒産(会社再生法の適用、民事再生法の適用、私的再建)があるのです。

【会社の再建】

会社再生法による再建や民事再生法による再建は、**法的再建**(法的整理)と呼ばれます。再建手続きに公平性・透明性・確実性が確保されますが、裁判費用(予納金)を負担しなければなりません。

一方、裁判外で再建を行うことを**私的再建**といいます。

会社と債権者との合意によって、柔軟な弁済計画・再建計画を立てることができますが、裁判所が係らないので債権者の同意を得ることは簡単ではありません。



【評価損益】

法人税法では、資産の評価換えによる評価損益の計上は原則として認められていません。

しかし、会社更生法では、財産評価の結果にしたがって評価換えが強制されます。また、民事再生法でも、一切の財産について評価損益を計上することができます。

そのため、法人税法においても「更生計画認可の決定」及び「再生計画認可の決定」に伴う評価損益は、その事業年度の益金の額及び損金の額に算入されることとなります。

【欠損金】

倒産会社は、税務上の欠損金を抱えていることが多いと思います。

本来ですと、法人税法では欠損金は過去 9 年分の繰越控除しか認められていないため、それ以前の欠損金がどれだけ多額にあらうとも切り捨てられてしまいます。これを**期限切れ欠損金**といいます。

しかし、会社更生法や民事再生法の適用を受ければ、債務免除益、私財提供益及び資産の評価換えによる一定の評価益が計上されるのでこれらに課税されてしまいます。この弊害を避けるために、期限切れ欠損金を含めた欠損金を損金算入できる制度が準備されています。

会社更生法と事再生法では、そのやり方が若干違います。